

**第三次**

**笛吹市子どもの読書活動推進計画(案)**

**2024(令和6)年3月**

**笛吹市教育委員会**

# 目 次

第1章 第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって . . . . .	1
1 推進計画策定の背景 . . . . .	1
2 子どもの読書活動の現状と課題 . . . . .	3
第2章 第三次推進計画について . . . . .	5
1 計画の位置付け . . . . .	5
2 計画の目的 . . . . .	5
3 計画の目標 . . . . .	5
4 計画の期間 . . . . .	5
5 SDGsとの関係 . . . . .	6
6 「第三次笛吹市子どもの読書推進計画」の体系 . . . . .	7
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み . . . . .	8
1 「家庭」における子どもの読書活動の推進 . . . . .	8
2 「地域」における子どもの読書活動の推進 . . . . .	10
3 「学校等」における子どもの読書活動の推進 . . . . .	12
4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進 . . . . .	14
参考資料	
1 子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . .	16
2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 . . . . .	18
3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿 . . . . .	19
4 「笛吹市子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察 . . . . .	20
5 「笛吹市学校における子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察 . . . . .	23

# 第1章 第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 推進計画策定の背景

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律<sup>※1</sup>」第2条）です。

乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果を持ちます。成長につれ、子どもは物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書ができるようになります。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比較し、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味を持つのか等を理解するようになっていきます。

こうした、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で子どもの読書活動を推進していこうとする取組が始まり、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。これを受け、平成14年8月に国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、平成20年3月に「第二次基本計画」、平成25年5月に「第三次基本計画」、平成30年4月に「第四次基本計画」、令和5年3月には「第五次基本計画」が策定されました。

国の「第五次基本計画」では、基本の方針として①不読率<sup>※2</sup>の低減、特に高校生の不読率について主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進、②多様な子どもたちへの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書活動の整備、④子どもの視点にたった読書活動の推進が示され、都道府県及び市町村において、子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備することが求められています。

国の動きを受け、山梨県では平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「実施計画」という。）が、平成24年3月には「第2次実施計画」、平成29年3月に「第3次実施計画」が策定されました。令和4年3月には、コロナの影響により計画どおりの

---

※1 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは概ね18歳以下の者をいう。

※2 1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合。高校生の不読率は、小・中学生に比して、高い状況が続いている。また、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁でないと考えられている。

活動が行えなかったことにより、計画期間を2年延長する改訂版が作成されました。

笛吹市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成22年4月に「笛吹市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第一次推進計画」という。）を策定しました。この「第一次推進計画」は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するための方向性を示すものです。

今回、本市における子どもの読書環境の更なる整備を図るため、国の「第五次基本計画」及び、県の「第3次実施計画」改定を踏まえつつ、「第三次推進計画」を策定いたしました。

この推進計画では、「第二次笛吹市総合計画」や「笛吹市学校教育ビジョン」等とも整合性を図り、笛吹市の地域性に基づいた読書活動推進のための取組について明示しており、家庭や地域、笛吹市立図書館（以下「市立図書館」という。）、学校図書館、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、児童館、民間施設、民間団体、高等学校、その他関係機関等の連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

## 2 子どもの読書活動の現状と課題

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしており、興味や関心が多様化し、生活習慣も変化しています。

学校においては、令和4年3月に報告された文部科学省の「子供の読書活動の推進等に関する調査分析報告書」概要版<sup>※1</sup>によると、子どもの平均読書時間は、学校図書館における蔵書の整備・充実が子どもの読書に対して大きく寄与していることが示されました。

全国学校図書館協議会の「学校読書調査」によると、1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも「子どもの読書活動推進に関する法律」が策定された平成13年調査よりも令和4年調査の方が多くにも関わらず、不読率は学校段階が上がるにつれ高くなっています<sup>※2</sup>。

一方、家庭においては、平成29年1月に実施された「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」によると、「家庭での蔵書数が多く、また、家族に本を買ってもらったり紹介してもらったりする児童・生徒のほうが本を読んでいる」、小学生では、「テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い」、中学生・高校生では、「メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い」、高校生では、「部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い」という結果が報告されています。

一方、「マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童・生徒では読書時間も長く、これらの活動は、読書活動を阻害しているわけではない」ことが分かりました。

笛吹市における子どもの読書環境や実態は、令和5年に市立図書館が行ったアンケート(P20～29 参照)から伺うことができます。

これによると、「家庭で週に1日以上本を読む(保護者が読んであげる)」環境にあるのは、図書館での調査では約97%、保育園での調査では約84%で、前回調査からそれぞれ約1%、約4%減少しました。家庭において、日常的に読書が習慣化するような取組を行うことが必要です。

小中学生の家庭の読書環境は、小学生は「家でよく読んでいる」「家で時々読んでいる」を合わせると約86%、中学生は約71%の子どもが「読んでいる」と回答しています。また、学校で本を読む機会は小中学生ともに「朝の活動時間」が最も多く、小学生は「図書館利用時間」、中学生は「休み時間」がそれに続きます。公共図書館の利用は、学校段階が上がる と減る傾向にあります。

---

※1 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究(令和2年度学校図書館の現状に関する調査) 調分析報告書(概要版)」

※2 小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%

図書館の環境については、「整っている」または「ほぼ整っている」と回答しているのは、図書館での調査では約94%、保育所での調査では約82%でした。小中学生においては、小学生の約94%、中学生の約78%が学校図書館に読みたい本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答え、調べ学習においても小学生約96%、中学生約93%が学校図書館に本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答えており、読書環境が整えられている様子が伺えます。

市立図書館では子どもが本に出会う機会となるよう、図書館内だけでなく関係機関やボランティアと連携した様々なおはなし会や季節に応じた催しを行っています。今後は、これらの機会をきっかけとして、子どもが日常的、自発的な読書へ発展するような手立ても考える必要があります。

中学生、高校生に対しては、図書館を身近に感じてもらう機会としてインターンシップを受け入れています。ヤングアダルト<sup>※3</sup>を対象とした図書の充実及び紹介方法を工夫する等、一層のPR活動が必要と考えます。

障がいのある子ども、多様な子ども<sup>※4</sup>への対応としては、大活字本や録音図書等を収集、提供するほか、関係機関と連携し出前おはなし会を行う等、読書機会を確保する必要があります。また、一部施設の段差解消等、施設面での配慮も必要となります。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭において子どもに読書の楽しさを伝える大人の存在が重要です。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作る必要があります。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すよう、子どもに働きかける必要があります。

笛吹市では、市立図書館、学校図書館にそれぞれ司書、学校司書が配置されています。また、図書館ボランティアの各グループが市立図書館と連携・協力し、おはなし会等の活動を定期的に行っています。

今後は、図書館職員やボランティアの知識、技術を高める研修を充実させるとともに、ボランティアの裾野を広げる取組として、養成講座の開催やボランティアを志す方を活動に結びつけるための情報提供が必要となります。

---

※3 大人になりつつある10代を表す用語。図書館においては、この年代(主に中高生)を対象とした、児童書と一般書の間位置する図書もヤングアダルト(YA)、もしくはヤングアダルト(YA)文学、ヤングアダルト(YA)図書などと呼んでいる。

※4 発達障がいのある子、LGBTQといった自身の性的思考や心の性別について迷ったり、悩んでいる子

## 第2章 第三次推進計画について

### 1 計画の位置付け

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力となる想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操と思いやりの心を育てるために欠かせないものです。

笛吹市は、第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の中で『幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち』を基本目標の一つに定め、人生を彩る生涯学習推進の具体的な施策として、図書館利用環境の充実を掲げています。

また、「笛吹市学校教育ビジョン」（令和6年改訂）には、読書活動の充実と学校図書館の利活用の推進が、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを含む「確かな学力」を育成する手段のひとつと記されています。笛吹市は学校図書館や市立図書館に司書が配置され読書環境が充実していること、学校図書館が子どもの読書意欲向上や学習支援に積極的に活用されていることから、今後も学校における読書活動を継続して取り組むことの重要性を述べています。

### 2 計画の目的

子どもの頃に培った読書習慣は、その後の人生を彩る生涯学習の基盤となるものです。笛吹市では、次代を担う子どもが将来に夢を抱き、ころ豊かに健やかに成長することを目的として、子どもの読書活動を計画的に推進します。

### 3 計画の目標

笛吹市は、子どもの読書活動を推進させるため、次の目標を掲げます。

- ① 子どもの読書活動の環境整備、充実
- ② 子どもの読書活動の普及、啓発
- ③ 子どもの読書活動を推進する人材の育成
- ④ 子どもの読書活動を推進する関係機関との協力、連携

### 4 計画の期間

第三次推進計画の期間は、令和6年度から概ね5年間とし、国や県の情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

## 5 SDGs※5との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市SDGs推進方針」を定め取り組んでおり、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

本計画においても、持続可能なまちづくりに向け、SDGsの考え方を取り入れた上で策定しています。本計画と関連する主な目標は次のとおりです。

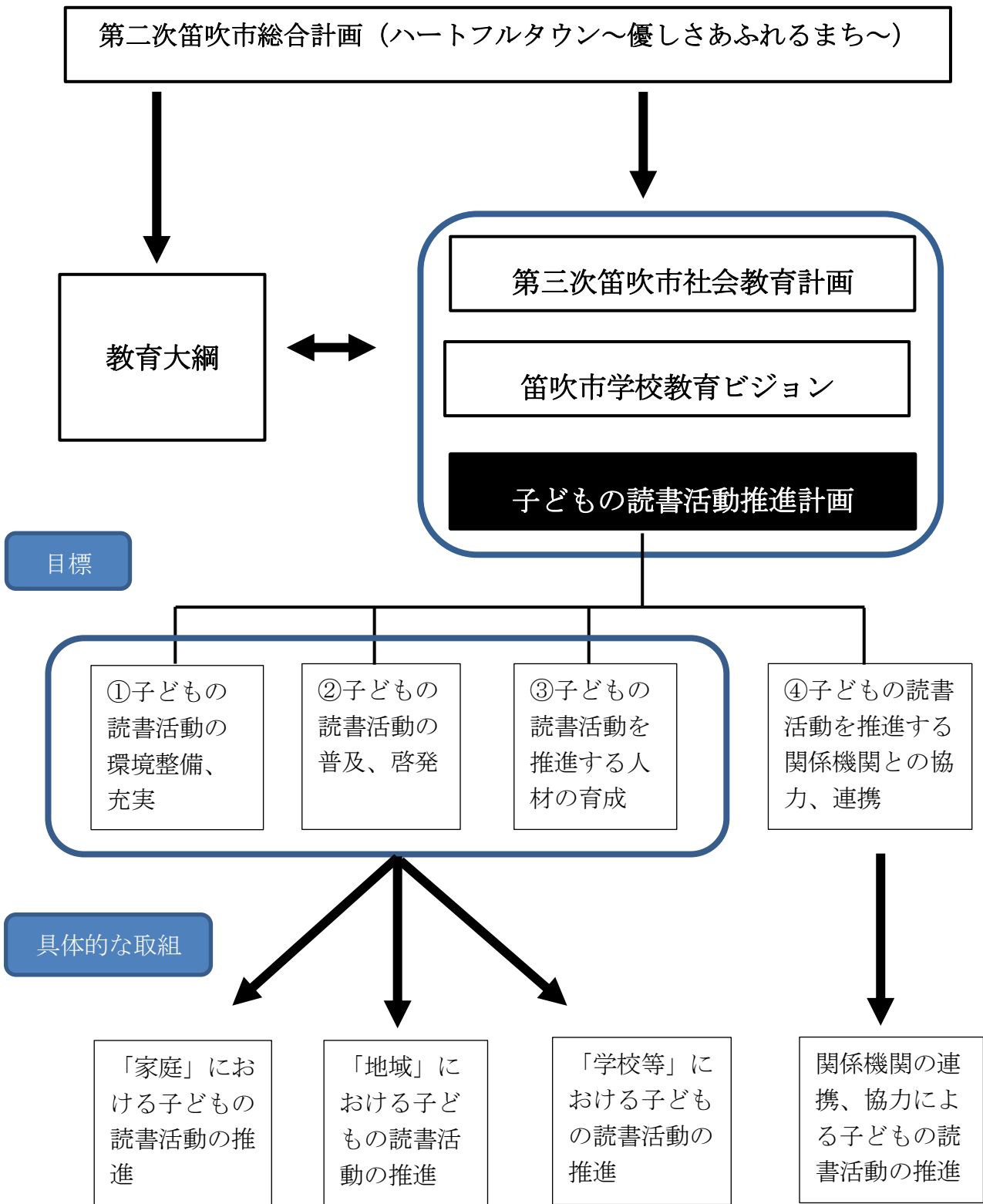


---

※5 SDGsとは、「Sustainable DevelopmentGoals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。



## 6 「第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画」の体系



### 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

子どもの読書活動の推進のためには、具体的な取組を、それぞれの立場から着実に進めていくことが重要です。「家庭」「地域」「学校等」で、「連携して」取り組むべき具体的事項をまとめました。

#### 1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番リラックスできる安全、安心な場所であり、自由な姿勢で本を手にし、その本の世界に没頭できる貴重な空間です。時には、家族で話し合い、保護者がテレビのスイッチを切って、本に集中する環境を創り出してあげることで、家庭における読書習慣が育まれます。

絵本の内容を理解できない時期の乳児でも、絵本を読んでもくれる声の温もりと心地よい音の響きやリズムを感じ取ることはできます。そして、大好きな家族に優しく何度も読んでもらうことで絵本が身近なものになっていきます。就学時前の読み聞かせは、小学校へ入学してからの一人読み、さらには学力向上へとつながるため大きな意味を持つものだと思います。

家庭における読書活動は、子どもの年齢に関わらず家族のふれ合いやコミュニケーションを深める機会でもあります。保護者は、読書習慣を子どもの頃から身につけることの重要性について十分に理解し、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、自身も読書に親しみつつ、子どもの読書活動に積極的に関わっていくことが必要です。

笛吹市においても、家庭における読書環境が充実するよう、県の事業や各種団体と連携して子どもと保護者が読書に親しむ機会を提供し、家庭での子どもの読書活動について普及・啓発していきます。特に、「耳からの読書」ともいわれる読み聞かせは家庭で気軽に行える読書活動でもあることから、積極的に呼びかけていきます。また、県の事業の「家読(うちどく)推進運動<sup>※1</sup>」とも絡めながら、保護者が義務としてではなく自身の楽しみとしても子どもの読書と向き合えるように、家庭における取組を推進します。

---

※1 山梨県教育委員会「しなやかな心の育成プロジェクト」の一環。

毎月第1日曜日を「家庭の日」、第3日曜日を「青少年を育む日」として提唱するとともに、『家読100選』の情報発信を行い、年代に応じた推薦図書を紹介している。

## ＜具体的な取り組み＞

- ① 市立図書館は、読み聞かせにおすすめの本を提供する等、選書のアドバイスをを行います。
- ② 市立図書館は、生活の中に家族と一緒に本を楽しむ時間「家読(うちどく)<sup>※2</sup>」の取組を推進します。
- ③ 市立図書館は、資料検索や予約、レファレンス<sup>※3</sup>などの図書館サービスを活用してもらえるよう、利用方法について周知を行います。
- ④ 市立図書館は、講演会や研修会、おはなし会など、子どもたちが本に親しみを持てるようなイベントを積極的に行います。
- ⑤ 市立図書館は、お気に入りの本や読書の記録が残せるよう、希望者に「読書通帳<sup>※4</sup>」を配布します。
- ⑥ 市立図書館は、家庭での読書活動のスタートとなるよう乳児への絵本プレゼントを行います。
- ⑦ 市立図書館は、保護者に向けて図書館利用案内や絵本の紹介、年代別推薦図書リストの配布、読み聞かせの意義等の説明を行います。
- ⑧ 市立図書館は、子ども自身が本を選ぶ手がかりとなるよう、貸出図書ランキングの掲示等、読書に関心を持ってもらえるように工夫して情報提供を行います。

---

※2 「読み聞かせをする」「家族みんなで好きな本を読み、読んだ本について話す」「お互いに本を薦め合う」等、家族で読書の楽しさを共有することをねらいとする活動

※3 参考、参照の意

利用者の調べ物の相談に応じて、必要とされる情報や資料を検索、提供、又は回答することをレファレンスサービスという。調べ物のお手伝い。

※4 市立図書館では読書を「心の貯金」ととらえ、お気に入りの本の書名や感想、貸出履歴等を書き込み、読書の記録として残せる「読書通帳」を作成し、希望者に各館で配布している。

## 2 「地域」における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでもどこでも、子どもが身近な地域で本と親しむことができるように、地域の環境を整備していく必要があります。

特に、公共図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分で自由に選び、読書の楽しみや知識、情報を得ることのできる学びの場でもあります。そのため、公共図書館では、年齢や目的に応じた図書等の資料選定ができるように、司書が子どもの本に対する専門性をより高めることが求められます。

また、子どもを持つ親が多く参加する行事や場所において、ブックスタート<sup>※5</sup>や読み聞かせ等を企画する等、読書習慣を身につけさせるような活動を講じるとともに、図書館のバリアフリー<sup>※6</sup>化を進める必要があります。

笛吹市では、石和図書館を中央館とする市立図書館が地域における読書活動推進の「核」となり、子どもや保護者により一層読書に親しんでいただけるよう、今後も活動に努めます。

### <具体的な取組>

- ① 市立図書館は、児童図書の充実に努めるとともに、県立図書館等の公共図書館との間の相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② 市立図書館は、子どもの発達段階に応じた選書に努め、紹介図書リストを作成する等、子どもの読書意欲を高める取り組みを行います。

---

※5 1992年に英国で始まった、絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動。

日本では、健診時等に絵本のほか、絵本のリストや子育てに関する資料などを入れたブックスタートパックを配布する活動が、市区町村の事業として広まっている。

※6 障がい者用トイレ、出入り口等のスロープ、障がい者用駐車場などの施設面での配慮や、車いす、拡大読書器、点字プリンター等の設備的な配慮など。また、さまざまなハンディキャップをもった人への配慮、サービスも含まれる。

図書館の資料としては、大活字本、点字図書、絵を隆起印刷で表したり布で作ったりしたさわる絵本、朗読CDのほか、読み書き障がいや言語への理解が十分でない人に向けたLLブック（やさしくよめる図書）等がある。

- ③ 市立図書館は、中高校生の利用を促すため、ヤングアダルトを対象とした図書の整備に努めます。また、中高校生を対象としたコーナーや展示を充実するとともに、ブックトーク<sup>※7</sup>や朗読指導を推進します。
- ④ 市立図書館は、乳児連れでも気軽に図書館を利用できるよう、授乳やオムツ交換のためのスペース、カート等の整備に努めます。
- ⑤ 市立図書館は、子どもたちの身近に本がある環境を支えるため、児童館、学童保育へ定期的に本の団体貸出を行います。
- ⑥ 市立図書館は、おはなし会や講演会等の子どもと保護者が読書に関心を持つようなイベントを開催します。また、図書館内だけでなく、児童館や学童保育、福祉施設、親子が集う会場等においても、出前おはなし会や読み聞かせなどの機会を設けます。
- ⑦ 市立図書館は障がいのある子どもが利用しやすい読書環境を整備し、大活字本や点字図書、録音図書等を充実することで、バリアフリー化を進めます。また、多様な子どもたちに対し、やさしい日本語による利用案内や読書機会の提供など環境整備に努めます。
- ⑧ 市立図書館は、図書館に対する関心を高めてもらえるように、図書館見学やインターンシップを受け入れます。
- ⑨ 市立図書館は、図書館ネットワークやインターネットサービスを活用し、利用者の利便性の向上を推進するとともに、広報紙や図書館ホームページ、チラシ等を活用し、読書活動の啓発に努めます。
- ⑩ 市立図書館に司書を配置するとともに、子どもの読書に関する知識や技術をより高めるため、図書館職員に対して資質向上のための研修の機会を設けます。

---

※7 本の面白さを伝えることを目的とした活動。あるテーマに沿って、数冊の本の内容を順序だてて簡潔に紹介する。

### 3 「学校等」における子どもの読書活動の推進

保育所(園)や幼稚園では、乳幼児がリラックスして絵本や物語に親しむことができるよう、家庭のリビングのようなスペースの確保に努めることが必要です。

学校においては、学校教育活動を通じて、子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、自由に読書を楽しみ、幅を広げていくことができるように環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。特に、学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、個別の読書指導を行える場としての機能も備えています。子どもが、日々の成長とともに、質の高い読書を選ぶことができるように、知的好奇心を刺激し、さまざまな興味、関心に応えられるような、魅力的な資料を整備、充実させていくことが必要です。

また、読書習慣を定着させるためには、文字が読めるようになった子どもに対しても、保育士、教職員等が引き続き読み聞かせを行ったり、個々の興味関心や発達段階に応じた本を紹介したりする等して、子どもの読書活動に寄り添うことが大切です。

#### ＜具体的な取り組み＞

- ① 市立保育所は、保育士や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設ける等して、子どもが絵本に親しめる環境の整備に努めます。また、私立保育園や幼稚園等に対しても、子どもの読書活動が推進されるよう、市立図書館のサービス活用などを働きかけます。
- ② 保育所(園)、幼稚園、学校(以下、「学校等」という。)は、保護者が集まる機会やお便りを通じて、子どもの読書活動についての理解が深まるよう啓発に努めます。
- ③ 学校は、読書習慣形成のため読書の機会を確保するとともに、多くの本を読んで読書の幅を広げる取組や、内容に共感したり将来を考えたりする読書、知的興味を広げる読書等、発達段階に応じた読書指導を行います。また、教職員や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設けたり、友人同士で本を薦めあう等、読書への関心を高める取組を行います。
- ④ 学校図書館は、市立図書館、県立図書館等の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。
- ⑤ 学校図書館は、教育課程の展開と子どもの成長に寄与する資料の選定に努めます。また、市立図書館との図書館ネットワークを活用し、授業等で必要な資料の迅速な収集に努めます。
- ⑥ 学校図書館は、学習内容や季節に合わせた図書の紹介(展示、図書だより等)を工夫し、本に対する子どもの関心を高めます。

- ⑦ 学校図書館は、図書だより等を通じて、家庭での読書活動が推進されるよう働きかけます。
- ⑧ 学校は、学校司書の配置及び司書教諭や学校司書の専門性向上のための研修に努めます。
- ⑨ 学校等は、子どもたちの身近に本がある環境を整えるため、成長にあった絵本、紙芝居、児童書などを市立図書館と連携して提供します。
- ⑩ 学校等は、子どもの読書機会の充実を図るため、市立図書館と連携して出前おはなし会や出前講座、朝読書等を行います。

#### 4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、図書や施設の充実だけでなく、子どもに本を手渡し読書の楽しさを伝えるために、さまざまな立場からの働きかけが必要です。

市立図書館、学校等、その他子どもの成長に関わる関係機関やボランティアなどが相互に連携し、子どもの読書活動を推進します。

##### <具体的な取組>

- ① 市立図書館、学校図書館、県立図書館等公共図書館の連携、協力を推進します。
- ② 市立図書館と学校等は、互いに連携し、子どもの身近に本がある環境整備と読書の機会の確保、充実に努めます。
- ③ 市立図書館や学校等は、子どもの読書に関わるボランティアの協力を得て、子どもの読書機会の充実に努めます。
- ④ 市立図書館や学校等及び関係機関は、互いに連携して保護者への読書活動の啓発を行い、家庭において子どもの読書活動に取り組んでもらえるよう働きかけていきます。
- ⑤ 市立図書館や学校等は、県教育委員会や子ども読書支援センターの機能を有する県立図書館の講座や研修を活用し、職員の資質向上に努めます。
- ⑥ 市立図書館は、子どもや保護者が読書に関心を持てるように、児童館及び学校等において、関係機関と連携、協力しておはなし会等を開催します。
- ⑦ 市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの活躍や発表の場の提供に努めます。
- ⑧ 市立図書館は、学校等で読み聞かせを行うボランティアに対して、選書のアドバイスを適宜行います。
- ⑨ 市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの育成と資質向上のため、養成講座等を開催したり県立図書館の講座等を紹介したりします。また、ボランティア同士が交流できるよう情報の提供に努めます。



## 参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 4 「笛吹市 子どもの読書活動」アンケート調査
- 5 「笛吹市 学校における子どもの読書活動」アンケート調査

# 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計

画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成21年12月3日  
教育委員会訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、笛吹市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、会長の指名による。

3 会長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月25日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年8月17日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、市立小中学校校長代表、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長、保育課長
--

### 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	職 (所 属)	備 考
長野 篤雄	市立小中学校長代表	会長
中村 拓	図書館協議会代表	
小岱 玲花	市立小中学校図書館主任代表	
安永 松美	市立小中学校司書代表	
太田 孝生	教育部長	副会長
手塚 克己	教育総務課長	
久保田 雄	学校教育課長	
荻原 昭	生涯学習課長	
田中 暁子	子育て支援課長	
薬袋 美穂	保育課長	
吉岡 浩	図書館長	

#### 4 「笛吹市 子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察

目的 笛吹市内の家庭、地域における子どもの読書がどのような状態であるか、また子どもの読書環境や実態を把握するためのアンケートです。

調査対象 図書館 5 館（図書館来館の乳幼児保護者 147 名）、  
保育所（園）7 箇所（保護者 396 名）

調査時期 令和 5 年 6 月

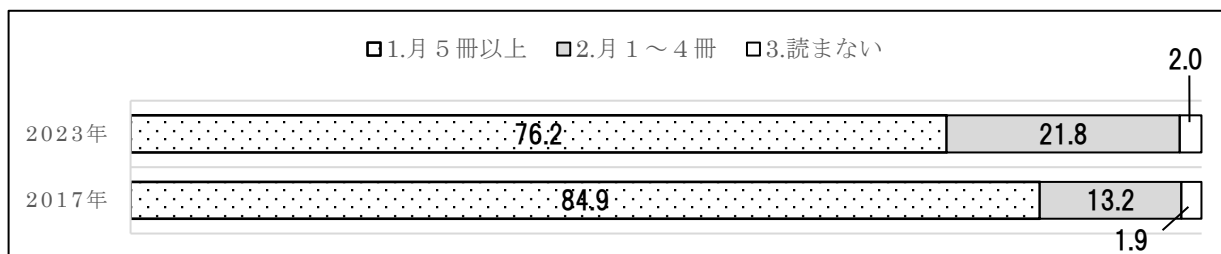
調査方法 選択回答式

設問と回答数（単位：％）及び結果からの分析

比較対象: 前回調査 平成 29 年 6 月

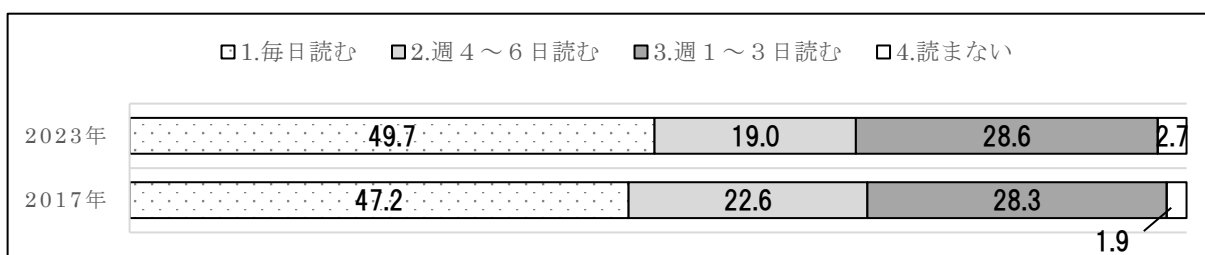
「図書館」

①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。または、月に何冊くらい本を読んであげますか。



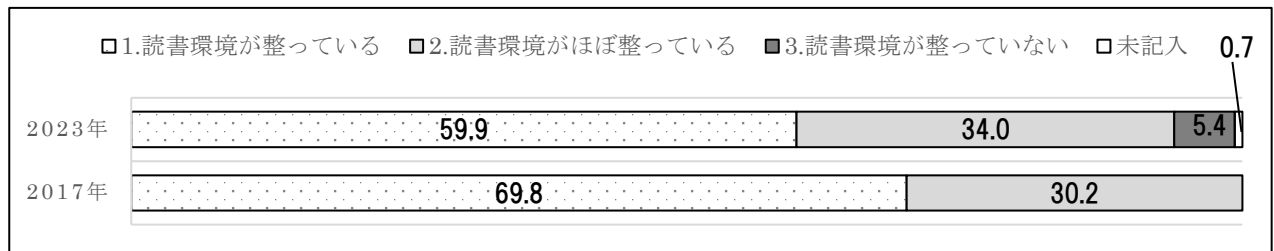
「月5冊以上」と回答した割合は全体の約76%となっており、前回調査よりも約9ポイント減少しています。しかし、「月5冊以上」「月1~4冊」の回答を合わせると98%となり、高い水準を保っています。

②あなたのお子さんは、週に何日くらい本を読みますか。または、週に何日くらい本を読んであげますか。



前回調査より「読まない」と回答した割合は約1ポイント増加となりましたが、「毎日読む」の割合は、約3ポイント増加し、全体の約半数となっています。「毎日読む」「週4～6日読む」「週1～3日読む」の回答を合わせると約97%となり、多くの子どもが本に親しむ機会を得ており、家庭での読書が習慣付けられているのが伺えます。

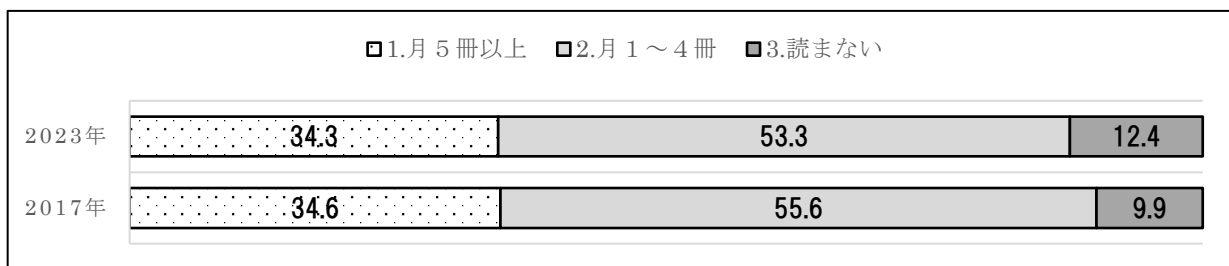
### ③子どもの読書環境（図書館）について、どのように考えていますか。



「整っていない」「未記入」の回答を合わせると約6%となっており、コロナ禍で市立図書館の利用を控えたことが考えられます。しかし、「整っている」「ほぼ整っている」は全体の約94%と高い水準を保っています。今後も利用者の声を参考に読書環境の整備を進めていきます。

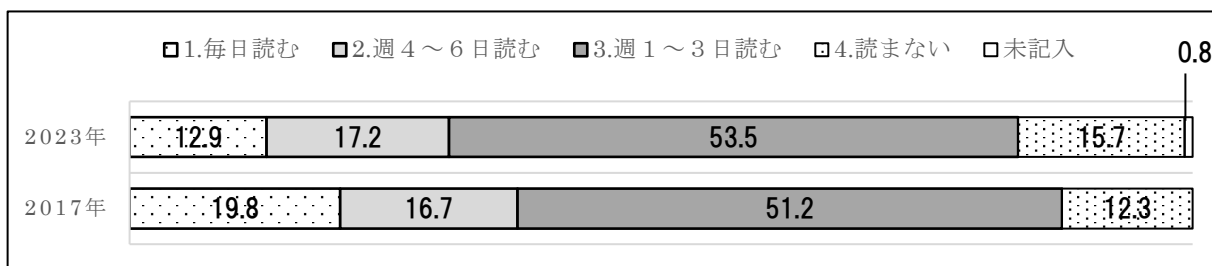
### 「保育所」

### ①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。または、月に何冊くらい本を読んであげますか。



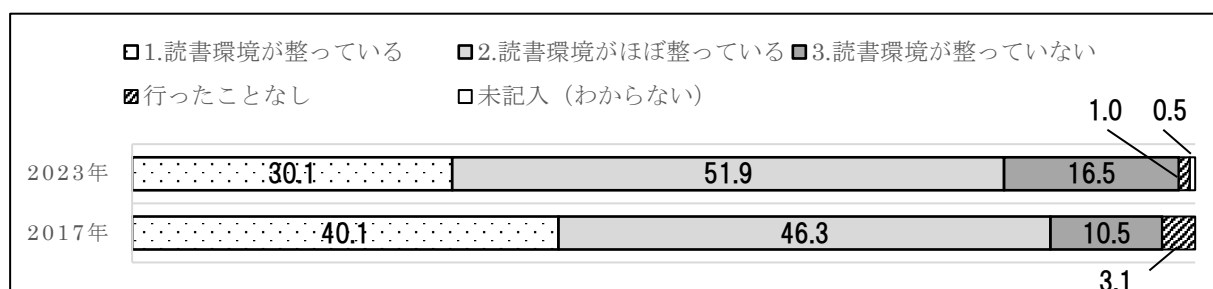
本を「読まない」と回答した割合が約12%あり、前回の調査よりも約3ポイント増加しています。しかし、「月5冊以上」「月1～4冊」の回答を合わせると約87%の子どもが本に親しんでいます。

②あなたのお子さんは、週に何日くらい本を読みますか。または、週に何日くらい本を読んであげますか。



「毎日読む」「週4～6日読む」「週1～3日読む」の回答を合わせると約83%となり、前回調査よりも約4ポイント減少しましたが、家庭での読書の習慣付けができていると考えます。しかし、「読まない」「未記入」が約17%と前回調査より4ポイント増加しており、読書習慣のない家庭への働きかけが必要です。

③子どもの読書環境（図書館）について、どのように考えていますか。



「整っている」「ほぼ整っている」の回答を合わせると82%となり、前回調査よりも約4ポイント減少しました。「整っていない」「行ったことなし」「わからない(未記入)」が18%あったことから、より一層の環境整備と、市立図書館に足を運んでもらえるよう広報を積極的に行う必要があります。



## 5 「笛吹市 学校における子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察

目的 笛吹市内の学校における子どもの読書活動と読書環境の実態を把握するためのアンケートです。

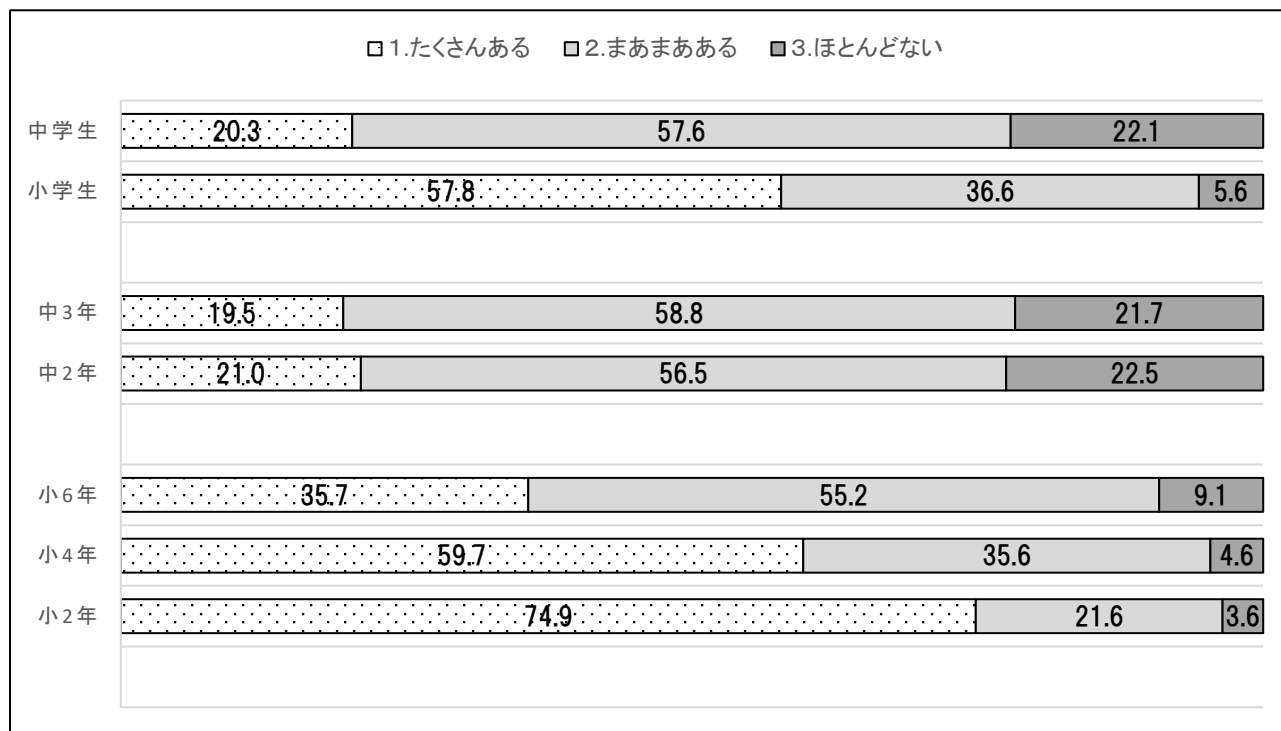
調査対象 市内各地区から小学校7校2・4・6年生（927名）、中学校5校2・3年生（923名）を抽出。

調査期間 令和5年5月

調査方法 選択回答式

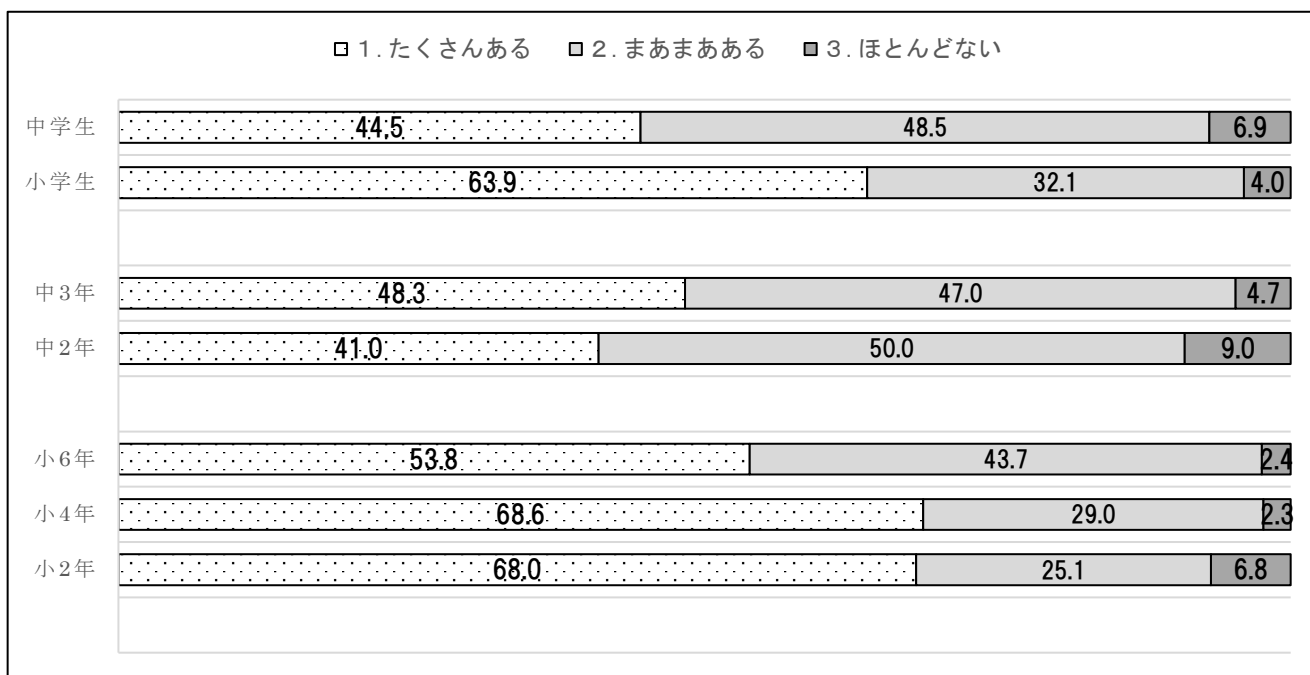
設問と回答数（単位：％）及び結果からの分析

### ① 学校の図書館に読みたい本がたくさんありますか。



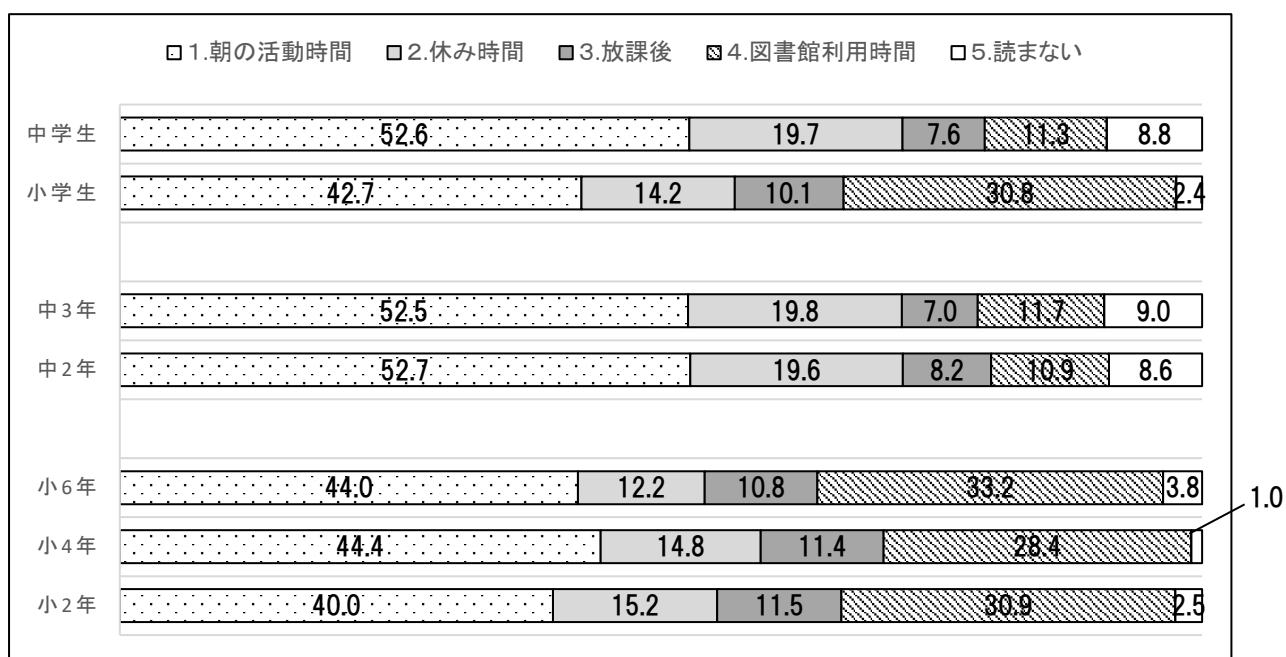
小学生は「たくさんある」、中学生は「まあまあある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は約94%、中学生は約78%の子どもが「ある」と回答しており、読みたい本が身近にあると感じていることが伺えます。

② 学校の図書館で調べ学習した時、たくさん本がありましたか。



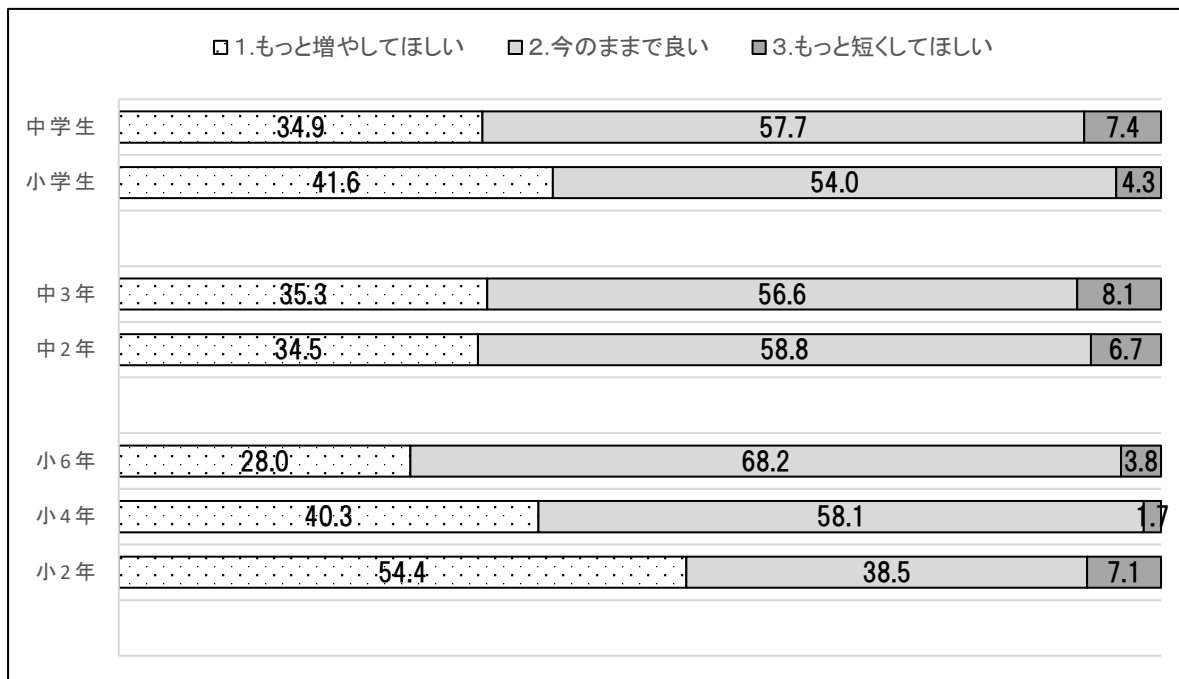
小学生は「たくさんある」、中学生は「まあまあある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は96%、中学生は93%の子どもが「ある」と回答しており、学校図書館の整備が進んでいると考えられます。

③ 学校で本を読む時間は、いつですか。



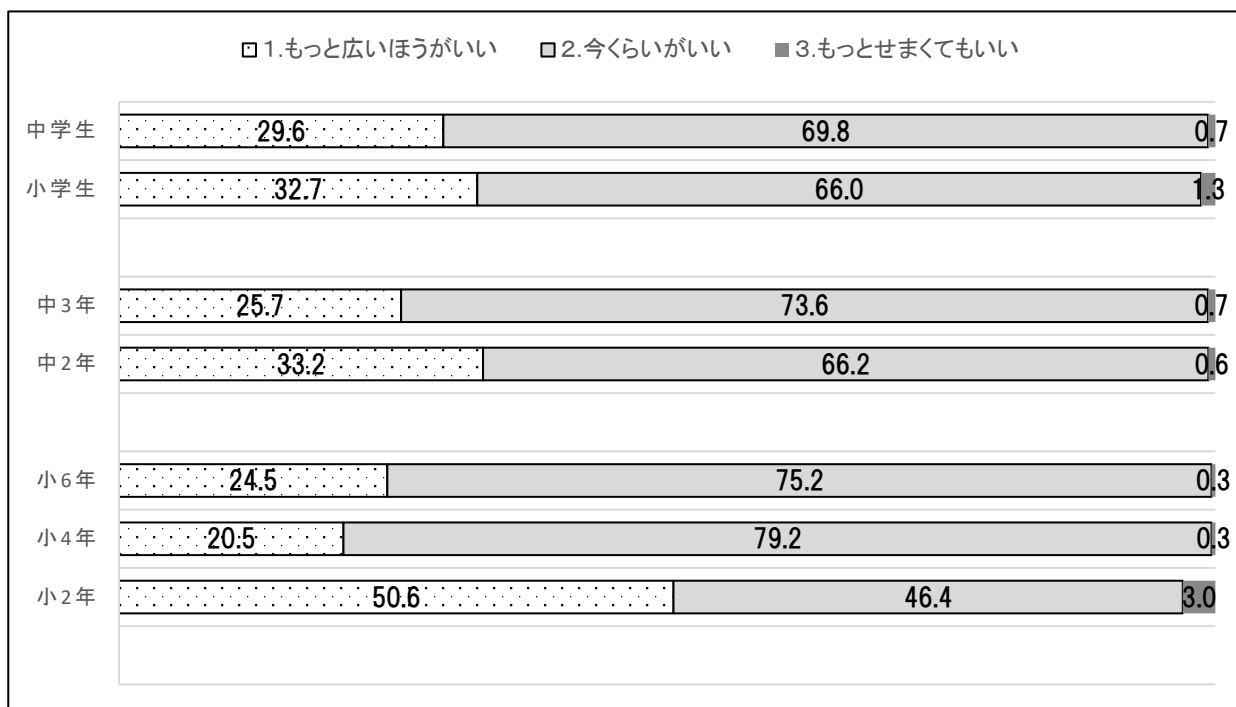
小学生、中学生ともに「朝の活動時間」が最も多い回答で、小学生は約 43%、中学生は約 53%でした。小学生は「図書館利用時間」、中学生は「休み時間」が次に多い回答で、学校生活の中に読書が組み込まれている様子が伺えます。一方で、中学生になると「読まない」という回答も増えており、これらの子どもへの働きかけが必要です。

④ 学校で本を読む時間の長さをどう思いますか。



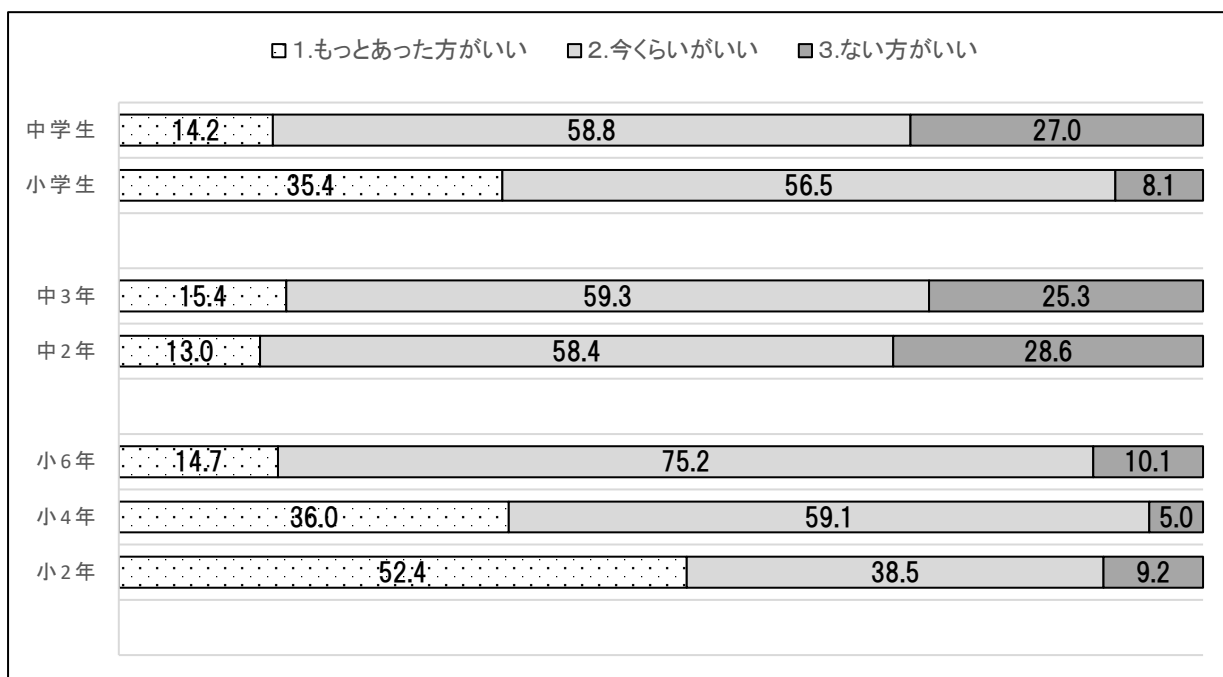
「今のままで良い」と回答した人が最も多く、小学生は約 54%、中学生は約 58%でした。もっと増やしてほしいとの回答も多く、子どもたちの読書意欲の高さが伺えます。

⑤図書館の広さをどう思いますか(授業以外で使う時)。



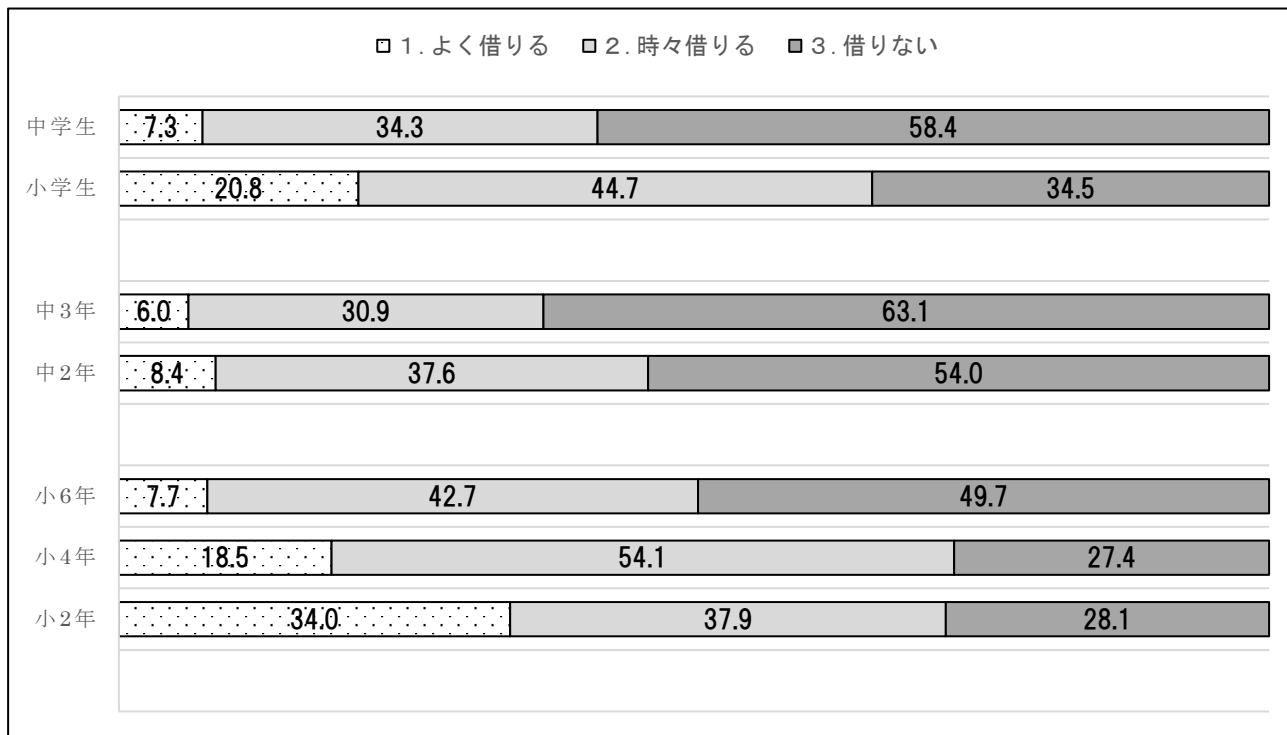
小学生、中学生ともに「今くらいがいい」が最も多い回答でした。「もっと広いほうがいい」という回答も多いです。工夫をして、より使いやすい学校図書館を目指していく必要があります。

⑥読み聞かせをしてもらってどう思いますか。



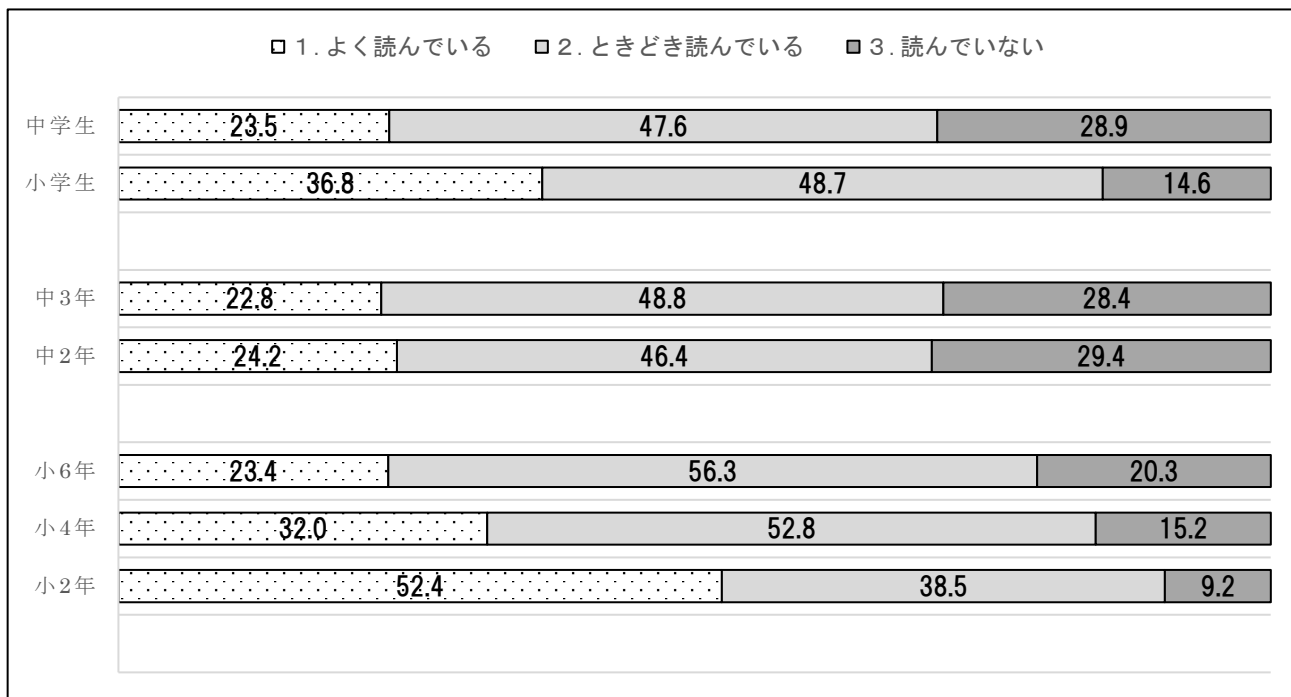
小学生、中学生ともに「今くらいがいい」が最も多い回答でした。読み聞かせは読書の楽しさを共有したり、自分では手にしない本と出会う機会でもありますが、発達段階を考慮した対応が必要です。

⑦学校の図書館以外で、本を借りることができますか。



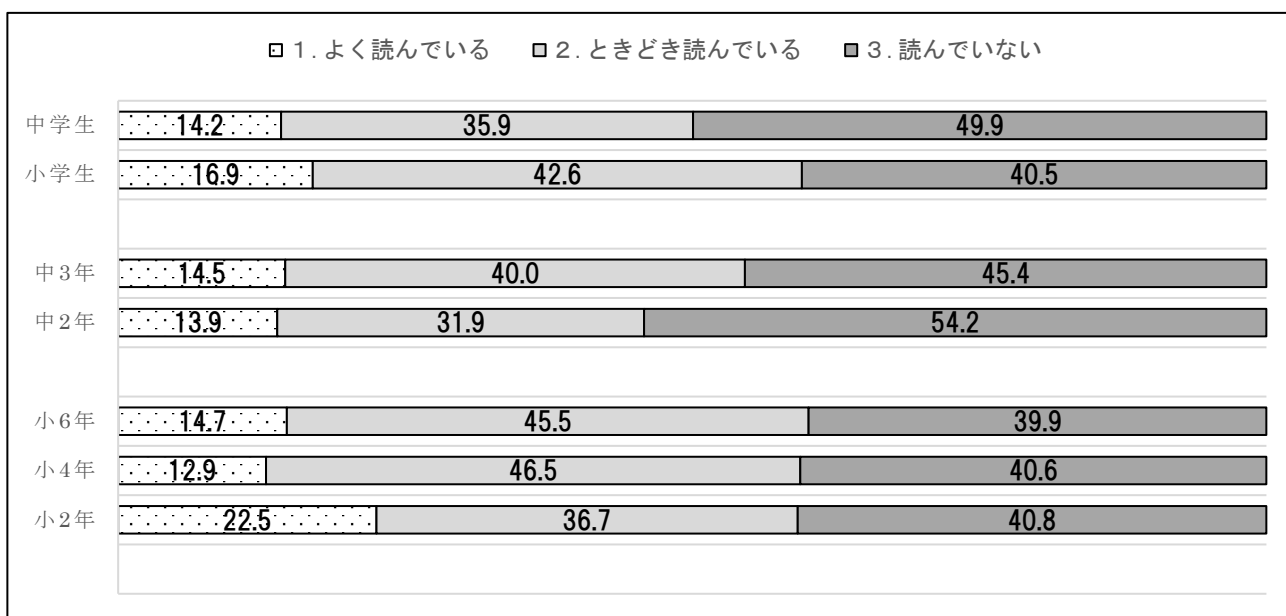
小学生は「よく借りる」「時々借りる」を合わせると、約66%の子どもが学校の図書館以外で本を借りています。一方、中学生になると「借りない」との回答が約58%と最も多くなっています。地域の身近な場所として市立図書館を利用してもらえるような取組が必要です。

⑧家で本を読みますか。



小学生は、「よく読んでいる」の回答が多く、「よく読んでいる」「時々読んでいる」を合わせると約 86%が「読んでいる」と回答しており、読書習慣が定着しつつある様子が伺えます。しかし、小学生に対して中学生では「読んでいる」という回答が減少傾向にあるため、今後も家庭での読書が継続されるよう、取り組んでいく必要があります。

① お父さんやお母さんは、本を読んでいますか。



「よく読んでいる」「時々読んでいる」を合わせると、小学生では約 60%、中学生では約 50%の家庭で生活の中に読書習慣があることが伺えます。しかし、「読んでいない」という回答が最も多いことは注目すべき点です。学校や市立図書館が連携し、保護者に向けて家族と一緒に本を読むことや「家読(うちどく)」等を推進する活動を続けていく必要があります。